

○防衛省告示第三十三号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）第四条の規定に基づき、次のとおり、浜松飛行場に係る第一種区域を追加して指定し、及び同飛行場に係る第一種区域の一部の指定を解除し、並びに同法第五条第一項及び第六条第一項の規定に基づき、同飛行場に係る第二種区域及び第三種区域の指定を解除するので、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十九条の規定により、告示する。ただし、第一種区域の一部、第二種区域及び第三種区域の解除については、平成二十五年八月一日から適用する。

平成二十四年一月三十日

防衛大臣 田中 直紀

一 第一種区域として追加して指定する区域

次に示す区域のうち浜松防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に浜松飛行場に係る第一種区域として示す部分

浜松市東区有玉南町及び小池町

二 第一種区域の指定を解除する区域

イ 次に示す区域

浜松市中区泉二丁目及び高丘西三丁目

ロ 次に示す区域のうち浜松防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に浜松飛行場に係る第一種指定解除区域として示す部分

浜松市中区葵東一丁目、葵東二丁目、小豆餅一丁目、小豆餅二丁目、小豆餅三丁目、小豆餅四丁目、
泉一丁目、泉四丁目、泉町、上島五丁目、上島六丁目、上島七丁目、幸一丁目、幸三丁目、幸四丁目、
幸五丁目、高丘北一丁目、高丘北二丁目、高丘北三丁目、高丘北四丁目、高丘西一丁目、高丘西二丁目
、高丘西四丁目、高丘東一丁目、高丘東二丁目、高丘東三丁目、高丘東四丁目、高丘東五丁目、萩丘四
丁目、和合町、東区有玉西町、有玉南町、市野町、大瀬町、小池町、西区伊左地町、大人見町、湖東町
、佐浜町、西山町及び北区初生町

備考 右に掲げる区域は、平成二十四年一月三十日における行政区画によって表示されたものとする。